

佐賀県告示第 111 号

佐賀県県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号）第 9 条の 2 第 1 項の規定により、令和元年佐賀県告示第 67 号（県税に関する申告期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日は、その申告期限等が令和元年 8 月 27 日から同年 12 月 1 日までの間に到来するものについて、同月 2 日とする。

令和元年 11 月 8 日

佐賀県知事 山 口 祥 義